

# 令和5年度事業計画

## 1. 災害融資事業

### (1) 果樹経営安定資金利子補給事業

自然災害等により被害を受けた果樹農家に対し、経営再建に必要な資金を低利かつ迅速に受けられるよう利子の一部を補給する本事業は、その業務の公益性に鑑み、県・市町村等行政機関をはじめ、農協・農協連合会等諸団体と緊密な連携をとりながら、既存の制度とも連携・協力して、次の事項を骨子とする事業推進を図り、果樹農家の経営安定に資する。

- ・ 基金の適正な管理及び運用
- ・ 災害時における円滑かつ迅速な融資適用
- ・ 新規果樹経営安定資金適用限度額(総枠) 3億円
- ・ 利子補給率 新規貸付け分 1.0% 以内

## 2. 果実等生産出荷安定対策事業

### I 果樹労働生産性向上等対策事業

#### (1) 果樹経営支援対策等事業

##### ① 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成の加速化を図るため、果樹産地構造改革計画に基づき、優良品目・品種への転換、小規模園地整備等の整備事業及び労力調整システムの構築、大苗育苗ほの設置、果樹生産性向上モデルの確立等の推進事業を行う担い手、生産出荷団体、市町村等に対して支援する。

##### ② 果樹未収益期間支援事業

競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、担い手等が①の果樹経営支援対策事業等により、優良品目・品種への改植及び新植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間の栽培管理経費の一部を支援する。

##### ③ 未来型果樹農業等推進条件整備事業

労働生産性を抜本的に高めたモデル地区を育成するため、まとまった面積で省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組を支援する。

#### (2) 新品目・新品種導入実証等事業

醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための検討会の開催、適地条件調査、実証ほの設置等の実施に必要な経費を支援する。

### II 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

#### (1) 優良苗木生産推進事業

省力樹形の導入等に必要となる苗木の安定生産に向け、産地と苗木業者等が連携した新たな苗木生産体制の構築、台木及び苗木の生産に必要なほ場の借り上げ賃、かん水施設等の設置に要する経費を支援する。

#### (2) 花粉専用園地育成推進事業

なしやキウイフルーツ、りんご等の海外の輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植機械のリース導入等に要する経費を支援する。

### Ⅲ 果実流通加工対策事業

#### (1) 果実加工需要対応産地強化事業

##### ① 国産果実競争力強化事業

全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組に要する経費を支援する。

##### ② 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、安定的な流通体制を構築するための契約取引の実証、果実の選別及び出荷体制の構築、加工専用園地を育成するため作柄安定技術や省力化技術の実証に係る経費を支援する。

#### (2) 果実輸送技術実証支援事業

##### ①果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流に係る検討及び実証に係る経費を支援する。

##### ②果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討及び実証に係る経費を支援する。

### Ⅳ 被害果実利用促進等対策事業

#### (1) 果汁特別調整保管等対策事業

災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量に発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う果実加工業者等に対して、果汁の製造に要する資金に係る金利の支払及び倉庫の保管料に要する経費等について支援する。

#### (2) 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

台風、降雹等の自然災害等により被害を受けた果実が大量に発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及びその果実製品の利用促進を行う生産出荷団体、加工業者等に対して維持貯蔵の実施等に要する経費について支援する。

### Ⅴ 果樹先導的取組支援事業

需要の変化に対応するため、担い手となる先導的な農業者を対象として優良品目・品種への改植、新植、小規模園地整備等の取組を支援する。また、本事業により優良品目・品種への改植及び新植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間の栽培管理経費の一部を支援する。

### Ⅵ その他

#### ①食育推進

食事バランスガイドに基づく栄養・機能性成分や摂取目安量等の情報提供を通じ、青果物の摂取促進を図るため、全農山梨県本部と山梨県農畜産物販売強化対策協議会と協賛で小学校への出前授業の実施等の食育推進活動に取り組む。

#### ②全国果樹技術・経営コンクールへの参画

積極的な実践活動において高水準な技術・経営を有し、先進的で他の模範となりうる果樹経営農家等の事例を広く紹介することにより、その成果の広汎な波及効果を期待し、全国果樹技術・経営コンクールに参加する。

### 3. 野菜価格安定事業

野菜の生産動向は、生産者の高齢化や担い手不足、消費者ニーズの変化や野菜の消費形態・流通の多様化など不安定な状況にあり、このため、地域の特長を生かした産地づくりを推進するとともに農家の経営安定と生産意欲向上を図ることを目的に次の事業を実施する。

#### (1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

指定野菜に準ずる野菜の需給及び価格の安定を図るために実施する本事業は、供給計画書に基づく生産者からの予約数量により交付準備金の造成を行い、取引価格が低下した場合に補給金を交付する。

本年度は、特定野菜のさやいんげん、やまのいも(ながいも)の2品目、指定野菜の夏秋トマトの1品目を対象とする。

#### (2) 一般野菜価格安定事業

山梨県内の小規模な産地に対し、野菜の需給及び価格の安定を図るために実施する本事業は、必要条件を満たした産地の生産者からの予約数量に基づき、交付準備金の造成を行い、取引価格が低下した場合に補給金を交付する。

本年度は、春レタス・夏秋きゅうり・夏秋トマトの3品目を対象とする。

#### (3) 野菜生産出荷安定資金造成事業

令和5年度指定野菜価格安定対策資金造成額の山梨県納付分として、山梨県より補助金を受入、独立行政法人農畜産業振興機構へ納付する。

#### (4) 指定野菜価格安定対策事業事務推進

全農山梨県本部の指定野菜価格安定対策事業の資金造成及び補給交付金の計算事務等、指定野菜事業に係る事務の推進をする。